

## **[事案 23-90] 手術給付金請求**

・平成 23 年 11 月 29 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

埋伏歯抜歯手術を受けたとして、手術給付金の支払いを求めて申し立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 23 年 3 月に終身医療保険に加入し、平成 23 年 5 月に埋伏歯抜歯手術を受けた。手術給付金を請求したところ、支払免責事由である抜歯手術に該当するとして、不支払となった。しかし、以下のとおり、保険会社の判断に納得できないので、手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 本件手術は、全身麻酔で 1 日入院し、顎の骨の開削をとまなう大掛かりな手術であるので、手術給付金の対象と認めて、支払ってほしい。
- (2) 申立契約締結時において、重要事項の説明がなされておらず、抜歯手術が申立契約の支払除外事由だという説明がなされていない。

### **<保険会社の主張>**

下記理由により、告知義務違反解除を取り消して手術給付金を支払ってほしいという請求に応ずることはできない。

- (1) 本件手術は、申立契約の支払除外事由である抜歯手術である。
- (2) 医科診療報酬点数表の「抜歯手術」には、申立人が受けた埋伏歯抜歯手術も含まれている。埋伏歯抜歯手術では、周辺の骨を開削した上で抜歯を行うことがそもそも予定されている。すなわち、骨が削られたとしても、それ自体は抜歯手術の一内容として行われたに過ぎない。
- (3) 申立契約締結時、当方は重要事項の説明を行い、申立人に申立契約の約款を交付しており、同約款中で抜歯手術が支払除外事由だという説明をしている。埋伏歯の抜歯手術がたとえ骨を削ったとしても手術給付金の支払対象とはならない点は、契約時に口頭で説明していなくても説明義務違反にはならない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立人の主張には理由がなく、本件申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 本件手術は、総合医療証明書（診断書）によれば、その手術名は「埋伏歯抜歯術（骨削を含む）」、手術の区分は「J000-5」との記載があり、診療明細書には、下顎水平埋伏智歯のための診療点数の加算が認められ、申立人の下顎水平埋伏智歯を骨の開削をしながら抜歯したものであることが認められる。  
そして、医科診療報酬点数表によれば、「J000」の区分は抜歯手術を指し、また、枝番の「-5」は埋伏歯を指すものとして定められており、本件手術の区分「J000-5」は、医科診療報酬点数表の埋伏歯の抜歯手術のことを指すと判断できる。  
よって、本件手術は、医科診療報酬点数表の抜歯手術に該当することが認められ、申立契約の保険給付金の支払除外事由である「抜歯手術」に該当することが認められる。
- (2) 申立人は、本件手術は骨の開削をとまなう大掛かりな手術であり、支払除外事由であ

る抜歯手術ではないと主張しているが、「診療報酬点数表 手術術式の完全解説」によれば、医療診療報酬点数表の「抜歯手術」の項には、頻度として最も多い下顎水平埋伏智歯の抜歯術の術式は、第2大臼歯の後方に扇状の粘膜骨膜弁を形成、剥離翻転し、骨面を露出後、骨ノミや回転切削具で埋伏歯の歯冠周囲の骨面を開削後、必要に応じて歯科用タービンで歯冠や歯根を分割し、埋伏智歯を抜去すると解説されており、そもそも、下顎水平埋伏智歯の抜歯術は、骨の開削をともなうものであることが認められる。したがって、本件手術が、骨の開削をともなう手術であるからといって、医科診療報酬点数表の「抜歯手術」に該当しないと認められない。

- (3) また、申立人は申立契約締結時に重要事項の説明がなされていないことを問題としているが、保険契約が附合契約である以上、給付金の支払は、約款の記載によるべきであることから、この主張は、本件手術が給付金の支払対象になるか否かの点とは、関係しないものと思われる。

なお、本件では、申立人が、申立契約締結時に「ご契約のしおり」を受領しており、「ご契約のしおり」には、「抜歯手術」が手術給付金の支払除外事由である旨の記載があり、契約時に、書面上での説明がなされている。

【参考】

※申立契約の約款規定（給付金の支払）

被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故（略）もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を直接の目的として、保険期間中に別表3に定める病院または診療所（略）において、つぎの(1)または(2)のいずれかに該当する手術を受けたとき

- (1) その手術が、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院中に受けたつぎの(ア)または(イ)のいずれかに該当する手術であること  
(ア) 別表5に定める公的医療保険制度における別表6に定める医科診療報酬点数表（略）に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（略）。ただし、つぎに定めるものに該当するものを除きます。  
（略）  
(イ) 抜歯手術